

宇都宮共和大学シティライフ学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮共和大学学則第30条の規定に基づき、シティライフ学部（以下「本学部」という。）の授業科目の種類・単位数及び履修方法その他必要な事項を定める。

(教育課程)

第2条 教育課程は、次のように編成する。

- 一 授業科目の区分は、基礎教育科目及び専門教育科目並びに教育職員免許状を取得しようとする者に対する教職に関する専門科目とする。
- 二 基礎教育科目を外国語科目、教養科目、情報処理科目及び保健体育科目に、専門教育科目を基本科目及び発展科目にそれぞれ区分する。
- 三 必修科目、選択必修科目及び自由選択科目を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第3条 授業科目、単位数及び履修方法等については、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおりとする。

- 2 卒業に必要な単位数は、必修科目28単位（外国人留学生にあつては30単位）、選択必修科目58単位、自由選択科目（単位修得済の選択必修科目以外の科目）38単位、合計124単位（外国人留学生にあつては126単位）以上を修得しなければならない。ただし、教職に関する専門科目の単位は除く。
- 3 履修科目の年間登録単位数の上限は、1年次44単位、2年次48単位、3年次48単位、4年次48単位とする。ただし、教職に関する専門科目の単位は除く。
- 4 既に単位を修得した授業科目及び上級年次配当の授業科目は履修することができない。
- 5 下級年次配当の授業科目は、自由に履修することができる。
- 6 教育職員免許法の規定により中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（公民）を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

(単位計算の基準)

第4条 単位計算の基準は、学則第23条の規定による。

(授業時間割表の公示)

第5条 毎学年の授業科目、担当教員及び授業時間割表は、学年の始めに公示する。

(履修授業科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の始め所定の期日までに学部長へ届出て承認を得なければならない。

(履修授業科目の修了認定及び評価)

第7条 履修した授業科目については、合格した者に単位を与える。

- 2 成績の評価は、学則第29条の規定による。
- 3 試験の成績は、平素の出席状況、履修状況及び学習報告等を含め担当教員が評価を付けて判定する。

(不合格授業科目)

第8条 不合格授業科目について、単位を取得しようとするときは、第9条第3項及び第4項の場合を除き、次の学期以降にあらためて履修のうえ定期試験を受験しなければならない。

(試験)

第9条 定期試験は、特別の事情のある場合を除き毎学期末に行う。

- 2 授業の出席時間数が当該授業科目の総時間数の3分の2に達しない者については、原則として受験資格を与えない。
- 3 定期試験を病気又は事故等やむを得ない事由により受験できなかった者に対しては、本人の願い

出により追試験を行うことがある。

- 4 定期試験の結果、不合格となった授業科目について、再試験は原則として行わない。ただし、卒業年次の学生で別に定める要件を満たす者に限り、本人の願い出により再試験を行うことがある。
- 5 前3、4項の試験を受験する者は、願書に所定の受験料を添えて申し込まなければならない。
- 6 担当教員が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。

(成績通知書)

第10条 学期毎の定期試験の結果については、毎学期末に成績通知書を交付する。ただし、卒業年次の学生については、卒業式当日までに交付する。

(進級)

第11条 第2学年から第3学年への進級にあたっては、41単位以上を修得していなければならない。ただし、教職に関する専門科目の単位は含まない。

(不正行為)

第12条 第9条に規定する試験において不正行為を行ったと認められた者は、学則第41条の規定に基づき懲戒処分を受けるものとする。

- 2 不正行為を行った者に対しては、行為の軽重により、懲戒処分内容を本人及び保証人に通知または、学内に公示するほか、当該試験科目無効または、当該試験期の全試験科目無効等の取扱いを受けるものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条一号、第3条第1項、同条第2項、同条第3項ただし書き、同条第6項、第11条ただし書きの規定は、平成18年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成21年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成23年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条二号、第3条第2項、同条第3項の規定は、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成28年度入学者から適用する。